

位官  
百  
教  
草

全

73  
6304





ワ 3  
6304

藩 宇 公 局  
印 州 藩



諸官職

去 五味均平蔵



皇國の官位を定むる

推古天皇の十二年甲子に起り大化五年ハ昔  
百友を始大寶元は乙未の官位職名を定られた  
る後職原抄撰ひ出しよらるる職の業大全體  
義或問私記を以て釋ありて細中より補し  
澄と其意を志存し其門に入り書きよる  
師の口傳を以てしるす其旨越譯し出さるる  
流るる官位乃名の多岐その職掌を知る人



おもしろいことをむす事ありきや初学書家  
此とある諸細し一書と名はけり官位と  
志き草とり是又法蘭西學ひ乃附携とも  
なむと田ふり水書

明治二己年秋

同賀田守藤

謹誌

官職俗談

一官と云い役の事一後くも各く後所あり

右大内裏の時禁裡御所の廻りも後所あり今なり  
名計り

一職と云い役の事一是ハ後所なり

但大膳職 修理職 皇宮職 振職の字付れ  
ども後所なり

一位と云い諸後人禁中も列座する時の坐なみの上り  
下りの次第なり何役の次の何役坐なり  
いふ定法なり





官職はよ四分しごと云事あり長官ちやうかん次官じかん判官はんかん主典しゆてんの四ツ  
なり長官と云い頭かう之次官と云い次の助け之次の手傳てづひ  
をす之判官と云い其後目の肝煎かんせんして諸事しよじの吟味ぎんみをさる  
後之主典と云い祐筆ゆうひつ之其後そのちに付つくる書物しよぶつをさき日記にじき  
を付る役やく之

一 相當さうたうと云い重おもき官くわんの位ゐも重おもく輕かろき官くわんの位ゐも種しゆ々  
官くわんと位ゐ同おなじ程ほどよ釣合つりあひあはるを云  
一 昇進しやうしんと云い役やく替かへかへかてかてか上かみの官位くわんゐよ進しんを登のぼる  
を云

一 任にんと云い官くわんを仰おほせ付つけらるるを云轉任てんにん遷任せんにんと云い  
後替ちがひの事こと之

一 補おぎなと云い職しやくを仰おほ付つけらるるを云

一 叙じよと云い位ゐを仰おほ付つけらるるを云

一 越階こゝろと云い位ゐを順しゆんよ上かみへ昇のぼらるる一段いちだん飛越とびこして上  
の位ゐよ昇のぼるを云

一 勅授ちやくじゆと云い天子てんしより直ちかに役やくを仰おほ付つけらるる

一 判授はんじゆと云い頭かうの料簡りょうかんよて支配しえ下したへ役やく義ぎを仰おほ付つけらるる  
を云



一 権官けんくわんと云い何役なにやく幾人いくにんと人救ひとすけ定ままる外ほかは倣ならふ人救ひとすけを  
 増ますを云い権大納言けんたんなごん権けん以も権大輔けんたふなり云い書かす  
 一 文官ぶんくわんと云い太刀たちをかさる役やく之の文道ぶんどうの役やく之  
 一 武官ぶくわんと云い太刀たちをさく之の武道ぶどうの役やく之  
 一 兼官けんくわんとい一人ひとりまで二役ふたやくも三役さんやくも兼かねるを云いす  
 一 職掌しやくじやうと云い諸人しよにんの勤方つとめかたなり職掌しやくじやうと書かけてつづくこと  
 と呼よぶ  
 一 被官ひくわんと云い外ほかの役人やくにん下役したやくは成なる支配しやくぱいを受うけ  
 るを云いす

一 被接官ひせつくわんとい下役したやくと云いそへり外ほかの役人やくにんは付随ついでつづく  
 支配しやくぱいを受うけるを云いす  
 一 流内りゆうないの官くわんと云い一役いちやくの内うちに在あり位者いしや役人やくにんを云いす  
 一 流外りゆうがいの官くわんと云い一役いちやくの内うちに在あり位者いしや役人やくにんを云いす  
 一 令外れいがい官くわんとい文武ぶんぶ天皇てんかうの御代みよ大宝元年たうほうげん正一位せいいちゐ太  
 政大臣たうせいだいじん藤原不比等ふひとうは被仰ひやう付つて令しやうと云い書かすを作つく  
 らせしる令しやうとい天下てんかは仰渡やうたさる法度ほふたう書かたり其その  
 令しやうのうちに官位くわんゐ令職れいしやく負お令しやうとて二通ふたとり官位くわんゐの  
 事ことを書かれし其職そのしやく負お令しやうとて出載しゆざいらさる官位くわんゐ







一文官と云い文道の官よし常の政事より拘る役  
 一武官と云い武道の官めて非常の逆亂を鎮めん  
 為よ備置る官と文官の人と劔を常せず武  
 官の役人ち細を帯し或は弓箭を持し  
 一官と云い職と云い皆ほのちもあ役義を以し其  
 役人の着座の上下乃定メ  
 一官は進むを任するも職を授るも補するも  
 位に進むを叙するも  
 一役所ある官を官と云役所なき官を職と云又

大膳職修理職皇宮職など役所あきども職と云  
 此外大方は先役所より官を職と心得へ  
 一相當とい其官と其位と相應りて高下なきを相當  
 と云  
 一惣て諸官より長官次官判官史官あり長官と云  
 り其内の頭とて惣奉行の次官と云い長官の手代り  
 として長官の助けとらる役と組頭乃如し判官と云い  
 其官の内より別て骨を折り諸事世話をして事を  
 判断する役と史官は其官の書役として供するを去祀



し総く其役義に付る記録を司ぐる役之其官に  
依く文字の整れども皆此四品乃勅方を何きよき  
らく此四品を四分と云く

一権官と云事有是の其官の勅方事重く定まれる  
人数計りての役人足らぬあよ人数を増するを権官  
と云く權大納言權次權助など云く權の稱録也  
別ちは是等の御の事之は御の事乃おまの物乃輕  
重きによりてを重きもの物にて一定格のその如く  
諸官の勅方乃事繁き事少しなるは或るが如く

事繁きもの權官を重く定むの人数を正官と云  
増人亦人数を權官と云く

一職原抄を北畠大納言權后親房卿の述作りて  
神道より出く王道の原之無禮ありて是を  
書くありて謹慎尊崇して又く夫官位より  
事ハ人の尊卑を分つは号の官と云ハ別級目之位と  
云ハ座の位と云く乃座の高下を定むるを禮  
の基と云く一ハ臣を撰く官を授け臣ハその禮を  
たつて官を受ると云く今武家一是をどうと見



きハ官々別役目之位ハ面々鞠る所の座位之早免  
職原々云ハ臣下之吏々ハ高下之て仕るの仕ハ  
採たり減ハ政事之差之文官之左ハ武官之右ハ  
まもる皆軍備之元之て文之左ハ武之右ハ  
事古東定され事緩知之て文之陽之武之陰  
之陸陽備之て終法之て天ハ高ハ地ハ低ハ  
是自之尊卑之別之て定之

官職之始

武家職原々云書有

天照太神粟稗麥豆之以て陸田種之稻之以て  
水田種之依之天色君之定め之日本記之  
見たり是官職之置るの始之天色君之五  
穀之司之官之後世庄官採の類ひる之

一神祇官

垂仁帝二十五年二月始て此官を置

是天下の大小の神祇を祭り勸請して總て神事  
之執行ハ所之内裏より辰巳之當之て建之法之



神を天津神。祇を地祇神。之官と云。神祇の役人  
寄合ふ所の役所を云。我國の神國なり  
天照大神より 皇統絶えぬ故に神國と云  
因り専ら神祇を崇敬し、ふれ、官の次第を  
叙するも神祇を第一として諸官の上より  
ねまらるなり  
諸官の上より神祇官を置事。是神國の風俗と  
知るなり  
伯一人 相當従四位下  
相當と官を位つて云ふなり

一人と云。此役人一人として勤む  
是神祇伯也。凡何事の官も神と云。其後所の役人  
の内にて頭を神と云む  
此神祇伯の役は神祇の祭の事。祝部称宜名敷  
帳の事。神の御領分の事。又天下に神祇を付する  
事の振る皆爰より支配する事なり  
大副 相當従五位下  
是神祇大副也。副の組頭と云。同  
小副 相當従六位上  
スナハケ



是神祇少副之大副小副也。すけとまげと云い神の  
助けと云事。すてりとの手代り。此役人之まゐりけい司る  
役目。さうこと同一事と捉く大副いたゆふと。少副は  
せうとよむ。あひはこ是より。惣て諸官のすげをよ  
唯つて知るへ

祐サカサ 大 相當從六位上  
小 同 從六位下

吟味役

是神祇大祐神祇少祐と捉てせうと云者。いまの  
ごとくともよく其官内一切の事を知る者。一官の世話  
役之神祇の侍り。を此せうと清込と別て骨折役

叔此祐の字とせうと侍り。あひはこつぎの祐を是り  
清く知るへ

史シ 大 小

是神祇大史神祇少史と捉てさざりんと云者。一官内の  
仕き。さう仕きを考へ神祇の侍りを侍らる者  
なり。何事のさざりんをさよ清く知るへ

一大政官ダイセイカン

孝徳帝大化五年始て百官を置

大政官ハ諸官の總司之大ひなる中つをこく官ハ大臣  
以下の役人集りする役所を官と云く



是天下の評定所也善悪なる此官舎り執行ふ  
處たうり

大政大臣 相當正一位 今武家オホイマウリトオホヒマウチキの如く

長官大政大臣の職は何を司らんと云事も如く天  
子乃清師匠と如く教へ奉るに聖人の道を以てする  
なり天下此人の教オホクシ鑑かたみともなる行跡オホキリにて天子の御身持  
行跡オホキリを正ただまらんと大政大臣乃職オホキリと夫ゆへ重き官職  
なり左大臣の人々天下に稀まれなり大政大臣の官を立  
置おけり其官に任たずる人を稀まれく夫ゆへ重き官職と  
別わかれ

夫ゆへ別わかれの官と云ふ重き事と

左大臣 長官 相當正從二位 今武家の老中の如く

大政官中の事皆此左大臣の執行オホキリと云ふなり  
一の上とゆへ大政大臣の如く役目を執る  
皆左大臣の勅おしり大政大臣にて攝政オホキリの関白オホキリたる時  
時も左大臣の勅おしり事も此オホキリ右大臣は讓ある

右大臣 相當左大臣は同一右も同一

勤役目左大臣と同事と左大臣攝政オホキリの時に大政  
官の勤を此古大臣オホキリに借取て勅おしりと攝政オホキリ也関白ハ天下



の事、障さうらをうきぬ大政官の勤を右大臣の讓あづかり

大政大臣より是を三公さんこうとす

内大臣と大織冠おほむか鎌足公始はじめく任たづせられたり然しかも是に孫まご子こ達たちひ今此例いまこのれいをたすたゞ其後宝龜八年正月藤原良繼ふじわらと云人内大臣に任たづせ右大臣の下に置おけしより今乃内大臣に始はじめまり前まへより任たづせ通とほり大政大臣とすまなむ乃乃任たづせしむるを以もつて斷たてしめ是の件物このけんぶつを左大臣右大臣内大臣を三公とすまなむ此大政大臣の三大臣にかゝるなり

攝政 關白 是は官と不中職とあり先攝政と

天皇御幼少おとこ又女帝の時是より別太の三公の内うちに仰付おほせし

攝政と政をすたゞたたゞと中心ちゆうしんにて

天皇に親まかひしまるまるまるま天下の所仕置ところ付つける事ことより

かゝる事ことよりまなむ

天皇十五歳ごとうさいななるるに乃幸ゆきて十五歳ごとうさいより

より耐たへたへたへた政を關せき白はくとすまるまるまるま攝政を止とめまるまるま關白

よよななるるに是こゝに辟復へきふくの奏そうとすまるまるまるま關白せきはく

カニス キ三三

十六



あつた中を心して天下の政を先關白承りて相  
 天皇の中上事にて攝政や關白を一座乃宣下とて  
 東一は兼坐しつゝ曲宣下あり故より一人と中をこ  
 同字外がらも一人と中時を天子の法事とよめつねの人  
 此事を一人と中よ日本之事にて攝の事の時をひきて  
 同字とては續拾まで冬心持事つゝ又大閤と  
 是子息關白を攝政と對しとては出家を禪問とて  
 一親王と天子の御兄弟并皇子皇女は親王の宣を  
 承りて中を承りて

一 姫宮は親王宣下ありて内親王とて皇子乃出家

もは親王宣下ありて法親王とて

一 儀同三司とて准大臣の奉大臣とたをらふとて

内大臣の下大納言の上は若坐して儀同三司とて

もは儀同三司とて佐度とて官とありては後回

之日の始り職原抄も委しは波らぬ

一 権官と云事ハ權の字か足と傍む正友の助け手代り

なり何事かのたも事多き在役所ハ權友兼人

も出來る事ありと知る



大納言 次官 相當正三位

武家の若年寄の如く又事を達す  
所の武家の奏者番の如く

大政官の次官之職事を大臣と同じて中にもをばはる  
かり大座に續く事官をせしめ職の前より記すや  
かこの座よりてのみと同一職の者之扱天子への下のを  
を中あげ上の侍を兼て下よのぶる也此官の王者唯  
舌の官と云く昔は正大納言四人あり其後ハ權友が次  
弟又増く今ハ權大納言十人なり正大納言といふ人  
なり一正大納言を傳有

一中納言 相當從三位

十カノモノマフスツカサ

大納言と同事して大政官に次官たり役目ハ大納言  
と同し今ハ大納言を以て重きよしなり是ハ昔ハ正中納言  
とてあり今ハ權中納言を十人なり

一參議 八人

武家の大目付の如く

此參議ハ學者の任を重し唐名を宰相と云ふ也  
かへ付て宰相とをとり覺く人より役目の武家の  
大目付れらるるに相當ハゆき出たり職事抄りあるを  
後人かゝる誤りく參議ハ四位といふも公卿なり

一少納言 三人 相當從五位下 武家の大目付の如く

十カノモノマフスツカサ



是ら大政官の判官とせしむるは前も記す通り  
一友の世後役も亦政人と云此少弼をいふ人をも  
侍従も兼る役も役目は大政友のやうみくも  
天子に御印判を預り傳馬に附り驛路の給振  
も亦る事也

外記大

主典

も亦

武家奥祐等の如し

是は大政官の主典なりさざりんと云一友は亦取筆  
者も亦る者の少弼を付給ふ者も亦此外記といふ  
者も亦る者の少弼を付給ふ者も亦此外記といふ  
者も亦る者の少弼を付給ふ者も亦此外記といふ

能く存する者此役よりなり位位の修文と天下へ

皆此外記が書付て出さる大役なり今の大外記

一人なり

一辨 七人 左右大弁二人 左右中弁二人 左右少弁二人

判官 権弁一人 以上七人 武家の世目付の如し

左右大辨二人 相當従四位上

此辨と総て大政友の判友とせしむるは亦記す如く

一官の世話役と左大辨の役は是より下より八省

の内中務式部治部民部より来る事と傳取



其外諸司侍役六十と首領より中來る事を侍込大  
政友の大匠以下の役人へ披露する事又右大藏と  
是より下なる八省の内兵部刑部大藏宮内  
中來る事を外諸司侍役六十と國より中來る事を  
侍込大丞以下の役人へ披露する事又右大藏と  
是れも少弼より下の大役之文才能き人と稱する  
役なり是の外

天皇此侍近習の御用を奉り宣旨の論旨の  
以て天子の仰を外へ此弁友にて書き事之

左右中辨二人 相當正五位上 中弁少弁亦武家の

左右少辨二人 同 正五位下 内徒目付の類

中辨少辨亦役目と左右大弁同

左右大史 武家の内目付於存の役す

主典

是を大政友の典之類弁友一附隨ふ事若く是を

其の外記と事不弁之類弁友方の事若く是を

大級之令ら左大史一人なり是を主生官務との

只今ハ寺僧の友位之事を以官務と出は

是とて大政官の役人長官次官判官主典す



むたうへ 繪圖花のぬ

此大史以下は史生二十人官掌四人あり是を大史  
以下判書とて授るなり奏聞は及び大史以下判  
書とて授るを判授と云

大政官

|    |     |
|----|-----|
| 長官 | 大臣  |
| 次官 | 大納言 |
| 判官 | 中納言 |
| 主典 | 少納言 |
|    | 大外記 |
|    | 左大史 |

右は云役人ぬ此  
外の友舎は是よりなむ  
らうと知る

八省

- 中務省
- 兵部省
- 刑部省
- 大蔵省
- 治部省
- 宮内省
- 民部省

中務省

中官職の内匠寮に至るは中務省の支配

是ハ省の中ハ中務ハ相當也さうに終る此中務省ハ宮内  
の係定所と省と云ハ専ら後所の中を云わす

卿一人

相當正四位上

武家の右側用人の職

是ハ中務卿之此卿ハ親王の位に在る也此卿乃  
級月ハ刻 天多ク近習とて君の悪事を退け諫言  
し能操り致し其の禮儀を助け尊き君の陪判  
ならざる徳文の味を致し下の御詔事の書付候



君く披露<sup>ひろ</sup>ひし<sup>ま</sup>禁中東宮に控女名帳<sup>まへ</sup>控をも吟味  
一<sup>ま</sup>総<sup>ま</sup>く大政友<sup>ま</sup>を大長<sup>ま</sup>以下<sup>ま</sup>此中付<sup>ま</sup>る事をも吟味致<sup>ま</sup>し  
大政友<sup>ま</sup>の大長<sup>ま</sup>改<sup>ま</sup>之<sup>ま</sup>表<sup>ま</sup>なり<sup>ま</sup>中務<sup>ま</sup>者<sup>ま</sup>を親<sup>ま</sup>王<sup>ま</sup>卿<sup>ま</sup>にて  
供事<sup>ま</sup>内<sup>ま</sup>儀<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>を吟味<sup>ま</sup>た<sup>ま</sup>る<sup>ま</sup>こと<sup>ま</sup>て<sup>ま</sup>内外<sup>ま</sup>約<sup>ま</sup>合<sup>ま</sup>  
天下<sup>ま</sup>政<sup>ま</sup>之<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>為<sup>ま</sup>統<sup>ま</sup>ま<sup>ま</sup>たり

大輔一人 相當正五位上

是中務大輔なり

少輔一人 同 從五位上

是中務少輔なり 大輔が補<sup>ま</sup>ち<sup>ま</sup>よ次<sup>ま</sup>友<sup>ま</sup>なり<sup>ま</sup>役<sup>ま</sup>目<sup>ま</sup>と

大少丞 大相當正六位下 少同 從六位下

是中務大丞<sup>ま</sup>中務少丞<sup>ま</sup>之<sup>ま</sup>せ<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>友<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>学<sup>ま</sup>務<sup>ま</sup>役<sup>ま</sup>たり<sup>ま</sup>て<sup>ま</sup>  
人<sup>ま</sup>ち<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>あ<sup>ま</sup>よ<sup>ま</sup>に<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>通<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>て

大少録 大相當正七位上 少同 正八位上

是中務大録<sup>ま</sup>中務少録<sup>ま</sup>之<sup>ま</sup>さ<sup>ま</sup>ら<sup>ま</sup>んと<sup>ま</sup>あ<sup>ま</sup>よ<sup>ま</sup>に<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>通<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>て<sup>ま</sup>  
考<sup>ま</sup>へ<sup>ま</sup>せ<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>と<sup>ま</sup>立<sup>ま</sup>合<sup>ま</sup>ひ<sup>ま</sup>侍<sup>ま</sup>る<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>あ<sup>ま</sup>付<sup>ま</sup>つ<sup>ま</sup>友<sup>ま</sup>内<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>利<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>を<sup>ま</sup>  
勅<sup>ま</sup>る<sup>ま</sup>ち<sup>ま</sup>り

侍從八人 相當從五位下 武家の内側<sup>ま</sup>危<sup>ま</sup>の<sup>ま</sup>ゆ



侍従と云者い 天皇の御側にお侍り忘れ多し  
事をとまを付くその之に關するを補ひ能はる役目と  
をりくた天子へ諫をもす之侍従をいおきとひし  
云なり也代は侍従の數を定まらん

内舍人 九十人

右は大内記の事息をいはるは成りしは  
此の事をして大内記にありし

是と相當なき友今も侍従の侍する事よなれりは  
役へ行幸の前後も守護する役之中勢へ付隨て  
大内記を多かる友

大内記 一人 相當從六位上 武家要祐の類

大内記は御前の記録の事を役目と  
天皇綸云を書出と役位記の中て諸人乃位也  
下さる侍文を此外記の書出と兼者乃役也  
今も菅原家の役也

少内記 二人

少内記は是も役と大内記と同なり

監物 大 小

大監物小監物之は監物の役と法の役所との藏  
物を出し入しを司る時は監物出く入るなり



猛預り まげり もきり もきり たり

中宮職 なかみやうぢ

帝王 ていおう

武家 ぶけ 奕 やく 老 らう の の 中 なか 宮 みやう

中宮と帝王の御妻を云之職とハ云かきしけ  
せうしんぐの妻 よめ 今 いま 不 ふ 役 やく 所 しよ を を 職 ぢ と云之  
太皇太后宮職と云者 おほのみかどみやうぢ 是 こゝ 帝王 ていおう の の 侍 まへ 従 したが 母 はは と云  
なり又皇太后宮職と云者 すまみみやうぢ 是 こゝ 帝王 ていおう の の 侍 まへ 従 したが 母 はは と云  
云之又皇后宮職と云者 きんごみやうぢ 是 こゝ 帝王 ていおう の の 侍 まへ 従 したが 母 はは と云  
云之何 なに 生 なま ず ず とも とも か か み み ぎ ぎ け け せう せう し し ん ん ぐ ぐ の の 中 なか 宮 みやう 職 ぢ  
と と 申 まを じ じ 事 こと 之 之

大夫一人 相当従四位下

此一人をあげて四宮を おほのみかど 一人 ひと 帝王 ていおう の の 祖母 そご 乃 すなは 時 とき 々 々  
太皇太后宮大夫と云者 おほのみかどみやうぢ 皇 すまみ 后 ご も も 是 こゝ 准 じゆん ず ず 一人 ひと  
相 あ 此 こゝ 大 おほ 妻 つま の の 役 やく 下 した あり あり 上 かみ の の 侍 まへ 従 したが 母 はは と云  
兼 かみ へ へ 乃 すなは ず ず 一 ひと 役 やく 之 之

亮 相当従五位下

是 こゝ 四 よ 宮 みやう 之 の 一 ひと 人 ひと 之 の 役 やく 先 まへ 之 の 中 なか 宮 みやう 職 ぢ 之 の 中 なか 宮 みやう 職 ぢ  
なり なり 役 やく 月 つき 大 おほ 妻 つま 之 の 中 なか 宮 みやう 職 ぢ

大進 相当従六位上

オホヒマツリコト



小進

相當從六位下

是も四宮より上りて又も一先受りしの中宮大進才  
志み色く大進少進たる判友とありし程をゆく一良  
乃其後及たまゆへせうのすたりてしひくこと

属

小大

是も四宮より上りて又も一先受りしの中宮乃大屋  
少属たりし典と一良は若者

大舍人寮

大舍人といは皆無官の人

一

天皇此行幸の時供も出さず内裏の諸司役

所の火の番ともする侍之寮といは大舍人此支配の役所

城よりあり

頭

一人 相當從五位上

是大舍人の頭く大舍人清信より出さるり又は番主  
大の回すありしを引出たり

助

同正六位下

是は大舍人助たり助は其の助りし同役目

允

小大

大同正七位下

少同從七位上







呉服を貯へ是よりなまら縫殿よりと立  
来ると此は縫入並に其外は内蔵入金銀珠  
玉以下の珍物綿纒以下絹布など入るは清用  
なまらなり

頭一人 相當圖出と同

是内蔵取之者の清蔵入る物を支配する所

助

是内蔵助之胆の役は取と同

元大  
小

属大  
小

是内蔵大元内蔵少元之せうのちのちあり

縫殿寮  
是内蔵大属内蔵少属之等者

此女舎の衣服の裁縫は内蔵寮に納る

又女の年中雑物の事を下知する

頭一人 相當前と同

是縫殿取之者の役目を下知する

助



是禮殿助之前の助も同し

元小大

是禮殿大元禮殿少元之前の元も同し

属小大

是禮殿大属禮殿少属之前の属も同し

陰陽寮

天文の事又ち日月度数を量り曆を造る

事を役目と云ふ

頭一人大 相當從五位下

是陰陽寮天文曆教室の元の吉凶を考へくりよる  
役なり

助

相當從六位上

是陰陽助之助を元の役目と云ふ

元小大

同 大小共從七位上

是陰陽大元陰陽少元之元の役も同し

属小大

大相當從八位下 小相當大初位上

是陰陽大属陰陽少属之一の輩也

内匠寮

武家の作事を以ての職也



是作事奉行所と

頭 一人 相嘗前の縫殿より同一

是内匠頭より小細工方の数繕物師漆師方をも  
そより下知さうと

助

是内匠助のかみと同一役と

元

大 小

是内匠大元内匠少元と元の役あり同一

属

是内匠大内匠少内匠之筆者と一内匠の筆者

以上是と中務省の被友と申て中務省の  
下知を言ふ官と

一式部省

大学寮より以下博士より至るも式部省の支配

式部と云いの定れつと云く文官の頭と云く

をぬく又友の役人等今も役所を省と云文友と云  
文道の友也

卿 一人 相嘗従四位下

是式部卿と云く親王のなる友と云文友のその故



支配するは學問所の事、たゞ是より下知事をも禁  
中の禮儀の事、奉臣の座席の事、松を圍すこと

大輔一人 相當正五位下

少輔一人 同 從五位下

是式部大輔式部少輔之六、滿少輔、存、助、儒  
者の成る友に

大丞二人 相當中勢、同

少丞二人 相當中勢、同

是式部大丞式部少丞之、せうい、二友の世話役

録大

是式部大録式部少録之録を、兼、若之

大學寮

大學寮の儒者を、兼、め、若之、火料、食料を、給  
て、初心の若、よ、その、む、を、せ、ら、る、可、く

頭二人 相當内匠、同

是大學、改、之、初心の、学、又、を、と、る、若、成、擧、を、試、と、若、え  
等、く、改、之

助

廿二

廿二



是大學助之職と改と同一役也

元大

是大學大元少元とせしむるの事同一

属大

是大學大元少元とせしむるの事同一

文章博士二人

是の紀傳道の學者任するは紀傳道と詩文

なるの事、歷代の事を表するは學問と文章博士

との内記を兼る天子の作せしむるを役たり

菅家伊藤なり

明經博士一人 相當正六位下

明經博士の四書五經の書を表するは學問と清原氏

中原の系するは學問なり

明法博士二人

是の日本の律令の事を表するは天下乃法より

る事を學ぶは律と云書は天下の科人を刑罰に

行ひしは此法式の書に又令と云書は天下の法度按

の事に早と云書は惡の書なり



算博士二人

是ら一人天文地理の事は拍る算の事を考ふる事  
一人は算の事は算の事考ふる事

以上是を式部省の被友とてはる式部省  
陪下知を考ふる事

一治部省

雅楽寮より法陵寮より至る治部省の支配  
此つは人の御用の事又人の事相續の事人乃婚禮  
の事又祥瑞として目出度瑞おの事喪礼の事又  
來朝する人の事又新樂の事又侍尼の事又

卿一人

天皇の代りの法陵の事考ふる事

相音式部と同

是治部所ごち記の事を考ふる事長友

大輔一人

少輔一人

是治部大輔治部少輔は治部の助

丞

是治部大丞治部少丞は判官の事

録

大 小



是治部大録治部少録之者也

雅樂寮

此寮いりく此樂の事を下知する友之神樂朗詠  
歌舞伎馬楽など云々此寮より稽古する

頭一人 相當大學寮より

是雅樂頭之次を記す。下知する役之此頭助  
元属ともて舞樂の功者の人任するなり

助一人

是雅樂助之次を記す。同く役之

元小大

是雅樂元大元雅樂少元也。せうり一友の世話役也

属小大

是雅樂元大属雅樂少属之者也

玄蕃寮

武家の寺社奉行也

唐土より来る人の送り迎へ法馳走の事をす。昔は

僧尼より来る者も此寮より立まより治部へ中上

は作しなれば修了に就成く僧尼より修了の事

し修了せば玄蕃寮より出せり



頭一人 相當右將樂上同

是言蕃頭之右之儀を司るを役とする

助一人

是言蕃助之

元大

是言蕃大元之蕃少元之せうの政事人

属大

是言蕃大属之蕃少属之等共之

諸ミヤキ陵寮

是と天子のまゝの事又皇后又大は此墓乃  
事を役とするは徳友喪葬の子を下知す  
なり毎年十二月御代は此法陵ノサキノ荷前幣ノサキノを立  
祭まつりするあり此事を助するあり

頭一人 相當右同

是諸陵頭之前之儀を司るを役とする

助一人

是諸陵助之右同

元大

諸陵寮

諸陵寮



是侍從大允サ允ク

属小大

是侍從大属サ属ク一友の掌考ク

以上是を治部省の被友とトテ治部省の  
下知を掌ル友ナリ

一民部省

主計寮より主税寮と 武家の御室より  
民部省の支配ナリ

此民部省と民のつとを友 諸國の家臣の數民一  
役目と申付サシ考有義人を進め申付 諸國  
より納る年貢ホの事ナリ 道橋津渡溝池山

川藪澤諸國の田の事を下知ナリ

卿一人 相當

是民部卿と云ふは 諸國の事を掌り 諸國の  
部々の次より能き友也

大輔一人

少輔一人

是民部大輔 民部少輔之を助ク

丞小大

是民部大丞 民部少丞之を助ク 一友の世話役也



録大

是民部大祿民部少祿之さぶらひの筆者也

主計寮

武家より勘定方の役人と

徳園より納る年貢雜物を民部省の蔵くらに

納る官之

頭一人

是主計既之より此を役目を兼る既之

助一人

頭乃助け之

元大

元小の事前より此の

属大

筆者なり

算師

是主計算師之主計寮の徳園の蔵に雜物を

算師算納る年貢筆師を兼る勘定方とす

主税寮

武家より蔵まりのあり

是主民部省より清蔵を預り主計の算納る



法園の年貢米其外春ふる米枝持米おをまて渡  
都又と麴振おほき産より出ー入のりちを役目と  
さるななり

### 頭助 允属 算師

皆まゝ前よおなり

以上そを民納者の被友とて民納者之法に  
下知をさるるなり

### 一 兵部省

隼人の司を支配するなり

是ら内外の武官の預之振く武友の分ち此司

支配するく武具馬具城地烽火の事も是より  
下知するなり

### 卿 一人 相嘗

是兵部卿之役目は老し能く是も親王の位を  
る友之親王の位するく八省の内中勢々式部  
此之給ふてまゆく年給々々よりき友之

大輔 一人 少輔 一人 是助なり

丞 判官の事前よ同

録 主典 考考なり



隼人司

武家より十人既徒既の者なり  
 此司といはれ人の考会所を云ふ案よりいへり  
 役所之役人も正と佑令史と斗りて次友に  
 ちき友に相隼十人といはれ武よちや  
 とのふ心より元神代火酢芥命の末より始  
 考の名有り古く此隼人毎年代々本國より  
 系之緒く  
 天皇の清垣の外に守り犬よ整り犬の志似せ  
 侍り君よま仕らる考を隼人といふ

正一人

相番正六位下

是隼人正之此隼人正の考は隼人を引  
 下知して侍らるり  
 右の隼人を武よちや考より下知波しあら  
 考より考より記録より考より  
 天皇の御考  
 の時此隼人を横刀を常し系は陰を指す  
 天皇の清先よ立たり考より正考より考より

佑

相番正八位上

是隼人佑之依ら何れの友よ世活役之下の隼



人を引出せしむるは

令史

相当大初位下 ざつらん草考

以上を兵部省の被下して之れ省の  
下知を司る也

一刑部省

囚獄司を支配する也

武家の町まの勅方なり又  
盗賊火附改の也

此刑部省は刑部之友に死悪人の事を判せし  
て罪の輕重を定むる友に下知符紙をも圖なり

いふくは刑を行ふは五刑あり 笞杖徒流死の五  
つ之罪の輕重よりて五つの品を定むるなり

卿一人

相当兵部と同し

是刑部之司る役目也子孫を何れの友も同し  
子たれも罪悪人を死を役するを學ぶなけ  
きふたぬ事なり

大輔一人

少輔一人 是助也

丞

小大

是政事人あり

録

小大

是法ざらん草考也



大判事一人

判事の職と死悪の軽重を考へ計り如何程の死  
と刑の名を定むる友こそ其法式の守るをうく  
細く人々を撻きて何をも

中判事一人

級目大判事と同  
せしと判友よあり

小判事二人

判事のみらりん事あり

此下は解部と云友あり死人の死を偽り陰に  
そのを問ひ極る友と

囚獄司

武家より率きりのめ

此友は極死の若を獄舎に入きて守り所の方なり  
守るをまのりたり

正一人

是囚獄正の役目を勤む

佑一人

是囚獄佑の役目を勤む

是を事の務き友中人助と称す

令史

令史はつ友の考考と

以上を刑部省の役友として刑部へ依り  
下知を執る友と



一大藏省 織部司を支配す。武家の納戸改の類

大藏省の役は民部省に似る。採りし又よく法  
より納る布衣下の調物の事と六十六ヶ所乃蔵  
禁裏よりみくき周るは物を其處に納めきて法  
用よきもの多くなんかきむく一切除を  
倭後して納めさるる

卿 一人 相當刑部と同

是大藏の事は任と事を役とす

大輔一人 少輔一人 是助

丞 小大 入 元の子あり同

録 小大 是一夜の事考

織部司

織部司は強く織物の事を司り又  
採りの深みするも役とす。考ゆ又法圖  
を織物をなすあり

正一人 右の子を役として下知を

佐一人 依の事あり同

令史 兼考



以上を大蔵省の下知を為す友と

一宮内省

大膳より主水司を支配す

此は金銀の法固より細むる雜物器米等此出入  
より他より出る物その味物又水室の氷の事  
をも役とす此は内省の下に色くれ司あるゆへ  
振ふの事を役とす

卿一人

相當大蔵と同

是宮内への役目あり

大輔一人

少輔一人

是助也

丞

小大

役目あり

録

小大

筆者也

大膳職

職は役所を云 武家より宿所既の執事

此大膳料理の事を云 大膳の時臣下は料理下さる  
時此事を云はる役也

大夫一人

相當從四位下

是大膳おまの役目と云 記守儀部の役人あり  
あり







此案の正計案より着来を交り大攝内膳之  
分らきりて役目之又同下は燭の禁出と云々

頭 一人 相當陸揚案と同

各の役目をきりて云々

助 是段の助也

前よおぬ

業者なり

主殿寮

此案の天子清湯の事を司り又と油籠燭新

炭たきの子をきりて又の清殿毎清産の掃除を  
を下知と云々

頭 一人 相當大炊と同

各よ記守分を役と云々

助 役目改と同

允 前との例の中

属 大 右回り

典藥寮

是れは法園又ハ畿内の茶園の事病を瘡治と云



事又某種梅の事は是より下の醫博士并醫師  
と下知する事を殺す

頭一人 相當右より

右より記し下知するは是より和氣丹波乃二  
流任すなりし和氣の半井家と丹波の子孫家と

助 前より

允 小大 日み

属 小大 日み

掃部寮

かむの事又いかむの事

頭一人

是れは又その物の又その物の大宮の時殿上の掃部の  
みち中付

助 前より

允 小大 日み

属 小大 日み

内膳司

是は天子の御膳を伺ふ所



正一人  
奉膳一人

是の内膳正内膳奉膳之役にて天子乃侍膳の  
事を相く加減を味ひ試みて奉る役の正と

典膳

是の内膳典膳之司刺友政事人二友の世話役と

令官 兼若く

造酒司

是の造りたるの酒を造り出す所と酒家と異なり

正一人

付あり惣て酒の事を掌行す

是造酒正之右の役なり

佑

令史 是若く

是造酒佑之役目ありの如し

采女司

武家の留守居るもの如し

此采女はそは國より郡司以上の能くき美女  
を撰りて天子に奉るなり侍膳杯を捧ぐると  
女房の古令集りも安らみやはりまらんとす



小野小町も出羽郡目小野吉実の娘にて采女  
とありしなり

正一人

吉来女の支配を司す

佑

前はあり

令史

はみ

主水司

主水の正月は美水とす

正一人

主水と正月は美水とす

室にすまひ七種の粥の事を役する

佑

前はあり

令史

はみ

以上正令史内省の被下

是はあり

是はあり



一 彈正臺

武家としての名も大目付

此官は非儀形格を執る友と徳友に限る  
此官の非儀形格を執る友と徳友に限る  
此官の非儀形格を執る友と徳友に限る

尹 一人 相當從三位

是彈正尹之多ハ親王の任する友之役目  
是彈正尹之多ハ親王の任する友之役目  
是彈正尹之多ハ親王の任する友之役目

大弼 一人 相當從四位下

少弼 一人 相當正五位下

忠 大 相當正六位上 小 同正六位下

是彈正大忠 彈正少忠を判友とせしハ一友の  
是彈正大忠 彈正少忠を判友とせしハ一友の  
是彈正大忠 彈正少忠を判友とせしハ一友の

是前々の孝考也

一 左京職

武家としての奉行

ヒタシノミサトノツカサ



是京考の侍司と東へ左京と云西へ右京との  
左京職と東の京井のふりもまのすく右京職の  
西の京中のふりもまのすく東西の京都の公事御  
召呼りも支配する

大夫一人 相當從四位下

是左京大夫之者の役月を勤るなり

亮 相當從五位下

是左京亮之長友の助け

進 大 相當從六位下 少同正七位上

是左京大を左京少をせざり一友の位後改る  
てんて前より

属 大 正八位下 少從八位上

是左京大属左京少属の者なり

東市司

武家より町奉行の職事

是左京の附役之毎月上十あるは東の京より市  
のまのりをして非常の賣買をさせざるまのり  
毎月帳ら帳を作りて一通を大政官へ上へ一通  
を左京職へ一通を市司へ留置る又下十あるは



西の系乃事と云々右系の事西市目より  
きりす

正一人 相當正六位上

是市正の事  
付役なり

佑 是世治役

令史 是世治役

右京職

是左京職の事

西市司

是西市司の事

一 東宮

當代の次子清位よつせのよづまを春宮なり

中はつとて立坊節會とて言ふを以て定め

らつとて立坊とて言ふは清神座の先づ太子の居

所を東宮といふ事西時東よ始まり万物生長

をさす事ありと云ふ事又春の字を用ふる事あり

四

四



四村の始りたるを仍て東書之二字通じて  
ぐうとのまじまに東宮と云ふを以て此の始りたる  
せがみし人の役人をも東宮の官とのみ大夫以下の  
役人を東宮坊の友と云ふこと此の始りたる也

傳一人 相嘗正四位上

傳ちかゝりまは後く此の俗よりいひ傳乃如  
又大政官よりありまは又大政大臣といふ如く  
の善悪を教諭する如く友と云ふ事あることまゆ  
あり大政官の人を兼中なる事

學士二人 相嘗從五位下

此の學士といふ太子の書を教ふる事をして  
俗よりいひ學士の御所

春宮坊

春宮坊の御所なり  
事を行ふ所の名

大夫一人 相嘗從四位下

是春宮坊の大夫といふ役目と東宮の御所と  
下知を授け下りの事あり東宮の中より役を  
授けたる事



宮中おるみや中付る役は是より侍振高乃息  
孫の丈細を中納言とくく人々成なり守まきりたる  
平元喜也乃家老也

権大夫 相當

役目お子同

亮 一人 同

大進一人 同 城守のりやまひり

権亮 一人 同

大進 一人

少進 一人

属 大

主膳 監

カハテノツカサ

是も喜也の侍儀の子を役するを  
内儀のめ

正 一人

相當從六位上

佑

令史

主殿 署

トノモノツカサ

署も司と同一役所と

前同

同

監も司と同一役所と

是も喜也の侍儀の子を役するを  
内儀のめ

前同

同



是も春宮附と禁中のまゝ殿と掃除とを合を  
つる役目なり

首一人 相當

役目右に記す  
羊の史と

今史  
主馬署

是も春宮の法馬のつらとまはりきつと禁中の左  
馬右に記す

首一人 相當

役目右に記す  
前回り

今史

是も東宮付属の官とけり春宮より薩人禁中乃  
めくろと又春宮より侍に帯刀と又帯刀  
の刃を帯刀長との長を先生と云の中より事の次  
弁記と云一禁中の侍を港口と云院の侍を武  
者所と云とす下北面と云の事なり

一 修理職

武家の小番清きりの類と云  
是も禁中の侍殿の修理けりを役とす前より  
本工室ありと云同しと云修理所を云て



まひらき

大夫 相當

内裡修程生作のりちをまひらすと 供工此下  
陸つと 飛騨の工も此下よ付と

權大夫 相當

役月吉よおれ

亮 相當從五位下

かゝの助けと

進 小

推友と

属 小

執事と

算師

杏子回

一 勘解由使

武家の勘定事の執と

トクルヨシカンカフルツカサ  
此友は 諸官の勘めくも 間の勘定を 司役と 此司  
乃 解由 此 状と 此 決りの 勘定事ハ 此 司 係 状を 司  
い 他 友ハ 役 替を 司 する 事 なる 事 なる 事 此 勘 解  
由 武 家 之 勘 定 事 也

長官 相當從四位下

右のりちを執る也



次官

相當從五位下

助なり

判官

前と同

主典

同

一檢非違使

檢非違使の事合所を廳と云

此友を諸人非流法違儀を考く此官なり  
彈正と大目付同職之武家よし大目付と云役之  
科人を逃捕する事も役とするなり是ハ  
彈正より後天長年中此友出来く彈正の亦威

別當一人

勢強く卯の武友を皆職せしむる檢正を以て  
妻一職原抄より云々後々左衛門右衛門の  
科人を逃捕する事も彈正の罪悪人の実否を此を  
るも刑部のは悪人の程を考ふる事も左衛門右衛門の  
系中の御所をゆつりとも皆檢非違使のなりする  
振るをまゆく彈正の亦なき職といふなり

中納言宰相の成る官なり是も左衛門督右衛門  
督左衛門督右衛門督とて是なり







是も源氏の内よし官位の東一きり人源氏の長者と  
別辨學院の別當より人長者と

一辨學院別當

一淳和院別當

辨學院淳和院は源氏の長者所也此東院乃  
是當の源氏の院中の内よし才一の高友の人別當  
なり別辨源氏長者は香相院の時より  
久我殿の家より兩院の別當ありしに承久の作付  
より後小松院永徳三年正月十日

將軍義満は淳和辨學院の別當に作付られ  
是より武者の御平の補せらる事より

一學館院別當

是橋氏の長者は橋氏の内よし東一長者友を  
長者より是前氏の例の如く橋氏の長者は學  
館院の別當に作付し

一藏人所

嵯峨天皇の弘仁元年三月十日始て此藏人所







返りあち地下よりなる原高野の奇り

位山井のふりかへりいりぬまの井の月よき

いりぬまの井

友位ありてまのめまのめ  
まのめまのめ地下よりいりぬま

そ六位蔵人の五位よきと殿上よりいりぬまの

### 非蔵人

是も六位の蔵人の見おる今世と此非蔵人の

今非蔵人といふ後水尾院より始り加茂日吉

穂荷社家子供もいりぬまの井の中よりいりぬまの

は用もいりぬまの今武蔵よりいりぬまの

### 出納

是蔵人所の出納の係初より殿上よりいりぬまの

いりぬまの地下の蔵人といふ一方の事をいりぬまの

上りいりぬまのいりぬまのいりぬまのいりぬまの

乃段なり

### 小舎人

是蔵人所小舎人といふいりぬまの出納の下知をいりぬまの

いりぬまのいりぬまのいりぬまのいりぬまの

### 雑色



是處人所の難色之是ハ出細小舎人扱と申  
牙柄ミガ考之是ハ直ナ小舎人ミヤコ申  
所衆トコロ

是處人の所シヨ之流政事シヨの事ハ殿上ミヤノウヂ之殿上  
此コノ勝カチりヲするノ役ニ

一 瀧口タキダチ

清涼殿丑宮の方より所の名

是ハ禁裏ミヤノ守役シヨの侍サマ之源頼朝公ヨシノ乃時ノトキ之  
鎌倉カマクラの武士シ之等ノ上ノ之ノ瀧口タキダチ之ノ勅ツケめセりト

之東鑑トモミ之義元ノ四年ノ五月ノ十日ノ勅宣ツケノ了シりト申ス  
小山コノヤマ千景チカキ之浦ノ秩父チチブ伊東イノ守ノ俊美トシノミ後藤ゴトウ普西フサイ  
之上ノハ家ノの中ノ三流ノ奉ノ之ノ事ノ

一 諸國

此國コノクニの守ノ介ノ掾ノ目ノ之ノ受領ノ之ノ事ノ之ノ宣ノ交ノ  
飲ノ之ノ本ノてノりト申ス一ノノノ國ノ住ノ限ノありト意ノ之ノ事ノ之ノ宣ノ交ノ  
申ス中ノよりト上ノ國ノ大國ノとト強ノしトてト立ノ身ノせトしト







同 何れの國のぬもそく同  
椽ゼウ 小大

有権椽 有椽少椽 同 有椽正七位下 椽七位上

政事人二官の世任級之國の由を<sup>サ</sup>知<sup>ル</sup>判<sup>ズ</sup>斷<sup>ス</sup>文<sup>ズ</sup>  
案<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>入<sup>ル</sup>失<sup>ヒ</sup>を<sup>カ</sup>考<sup>ス</sup>之<sup>カ</sup>非<sup>ズ</sup>速<sup>ニ</sup>を<sup>カ</sup>案<sup>ス</sup>之<sup>カ</sup>  
を<sup>カ</sup>同<sup>ク</sup>何れの國の椽も回事と

目カクシ 小大 大相者從八位上 少相者從八位下

目と前との通り<sup>カ</sup>考<sup>ス</sup>之<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>文<sup>ズ</sup>之<sup>カ</sup>也<sup>カ</sup>  
文案を考<sup>ス</sup>判<sup>ズ</sup>形<sup>ズ</sup>を<sup>カ</sup>考<sup>ス</sup>失<sup>ヒ</sup>を<sup>カ</sup>考<sup>ス</sup>出<sup>ス</sup>作<sup>ル</sup>  
付られの<sup>カ</sup>文<sup>ズ</sup>を<sup>カ</sup>讀<sup>ム</sup>事<sup>ト</sup>を<sup>カ</sup>役<sup>ト</sup>す之<sup>カ</sup>の國乃

同も同 事と

上國 山城 攝津 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐  
相模 美濃 信濃 加賀 丹波 但馬 因幡  
伯耆 越中 越後 出雲 美作 安藝 備前  
備中 備後 周防 肥前 後岐 阿波 伊豫  
出羽 能登 能前 石見 下野 出羽 紀伊  
以上二十五ヶ國と

守 有権守 相者從五位下

五十五



有權介 相當從六位上

有權掾 同 從七位上

同 從八位下

介

目

中國

安房 若狹 能登 佐渡 丹後 石見 長門

出佐 日向 大隅 薩摩

以上十一ヶ國之

守

國

相當正六位下

學上國の守も同

介

同

貞觀七年三月十九日能登丹波長門出佐日向  
此五ヶ國のみなを置外の中國のみなを

掾

相當正八位上

同

目

大初位下

同

下國

和泉 伊賀 伊豆 志摩 飛騨 隱岐

淡路 美濃 對馬

以上九ヶ國之

守

相當從六位下

學中國の守も同



椽

右曰改

大同四年二月十九日陸奥國椽を置外の下  
園よりみ椽を

目

相書少初位上

右曰改

陸奥出羽按察使府

元正天皇嘉老三年秋七月置之

按察使

陸奥守出羽守に亦此按察使を置て其國の  
事を監察しむるに府に按察使の居所を以

鎮守府

たり陸奥守に置むるに大國を以て國の守の亦  
にぬれきりて守にむるに此按察使に大中  
を以て置るに官に  
陸奥國海郡を府に徳吉將軍の居所城に  
置武天皇天平元年九月辛丑陸奥國の鎮守府  
從四位下大野朝臣東人を作付らる是徳吉將軍の  
始なり其跡に碑あり是臺の石碑と云源頼朝  
公とありあり みるに乃て其のふとを以てらる



かまらりてよ壺のいふも 是供むへの道法坂  
あけらるる碑の銘をむい大野を人まきと今むの壺  
れる碑石分取らる

秋田城

是の陸奥出羽の百なるあよあつてうま

介

是と出羽ぬる人此ぬをさるる秋田城ぬらり  
そらり

太宰府

是と筑前國の内三笠郡よ太宰府を置り  
推古天皇の時より始まる物軍より役人を置り  
西國中より吳國の押くよ備へらるる府とす  
別城の事

帥

相嘗從三位

帥と長官と此役目と西中吳國との押く  
前より征を國の守職と同らるる是より親王と  
多く伊きるる事よ友と

權帥



大中細をくく人任る事又と大官くく人任る事  
左近の司かたも大宰権帥にて流死の事例

大貳

相當従四位下

是次官之

少貳

同 従五位下

是七助之

監オホヒスケ  
スナイスケ

同 大 小

是判友之

典マツリトヒト

同 大 小

是兼考之

以上諸國の司終りぬ是を外官と云く

諸衛しよゑと云ふ事昔むかしと云ふ秘ひそりあり平城ひらけ天皇てんかうより承和じやうわ

左右近衛府さうゑんゑいふ左右衛門府さうゑもんふ左右兵衛府さうゑいゑいふ是を諸衛

と云ふ或は六衛府むくゑいふ或は六府むくふと云ふ今も是を此通と云

一左右近衛府

武家ぶけとして書院しよゑん番頭ばんとうの如し

近衛府きんゑいふと云ふ天子てんしを近ちかく衛まもる事云々是を閤門かどかど内

清殿きよどのの左ひだり右みぎに備へ置く守護しよごする友とも之武官ぶくわんの

内うちの事ことなり

大将たいしやう 右左 相當従三位

是左近衛大将さきんゑいたいしやう右近衛大将みぎんゑいたいしやう大物おほもの之此官このくわん之攝家せつけ清華せいげ



武家としての源氏頼朝が氏義満將軍忠より補せ  
られしより所をたゞぬ友の陣の印をふ友の所を  
清光將軍忠より古色南大將より來りし左色南大將  
よりたゞぬるは是を略して左大將右大將よりし  
之左大將をき大將と云古大將と字より古大將と云て  
人の望みの大將と計りしよりあつて別大將と南の  
長官なり

中将

左

相當從四位下

是左色南中將と大將より次く事なり是次なり

少將

相當正五位下

是左色南少將と中將より次なり是は同事の  
職の少將なり是は能事の人なり是は任きぬ友なり

將監

相當從六位上

是左色南將監と例の通なり是は二字略して  
左色將監と云色將監と云

將曹

是左色南將曹と是は典考なり

府生



是左右色番府生ふしやと云々檢形連仗けんけいれんじやうの府生の如し

外衛ゲと云ふは更まくは勢せうりあをて嘆なげ嘆なげ天てんをこりて

左右衛門府左右兵衛府をガ印衛いんゑと云或あるは四府しふふと云今いまもも此この如し

一左右衛門府

武家ぶけと百人組ひやくにんぐみは先ま手の如し

南みなみの府ふより北きた門かどを守まもり所ところと東ひがしに建春門けんしゆんかど左衛門さゑもんの陣ぢんと西にしに宜秋門ぎしゆかど右衛門みぎもんの陣ぢんと各おのづかを宮門みやかどと云ふ門かどの関せき關かんは下役人げやくにんを云

督かど 一人 相當從四位下

是左衛門督さゑもんかど一人右衛門督みぎもんかど一人之左衛門督さゑもんかどハ中納言なかつなごんと云ふ人ひと並ならび右衛門督みぎもんかどハ宰相さうしやうと云ふ人ひと並ならび左衛門督さゑもんかどハ檢形連仗けんけいれんじやうの別當べつたうと云ふ人ひと也

佐すけ 一人 相當從五位上

是ハ左右衛門佐さみだ一人ハ次官つぎわんの如し前まへより

權佐一人

是ハ左右衛門權佐けんさ之檢形連仗けんけいれんじやうの佐すけと云ふ人ひと也



たるり

尉サウ 大相嘗從六位下 少日正七位上

是左右衛門大少尉之此尉より檢非違仗の尉之威之

尉の役目を前より

志サカシ 大相嘗正八位下 少日從八位上

是左衛門大少志之兼考之

府生

是左衛門の府生之此府生より檢非違仗府生

之り

左右兵衛府

武家之切手番之改るる

兵衛府之其内の小門カド 閤門カド 之を守るる之を役とて

此よりつゝ兵衛府之下知 閤門カド 之を令へて番をさせ

出入の札カ 之を改め以ぎん 傳ひ 之を役たり

督カ 一人 相當右より

是左右兵衛督一人之の中納言宰相或は位ケ たり

此二位之位より人ヒ 何ニ 之此左右兵衛督も檢非違仗

の別當カ たり之をも兵衛たりたる唐カ たり之をも兵衛

たり兵衛たり之をも兵衛たり



佐一人

是左右之同佐一人之同

權佐二人

是右之權佐一人之同

尉小大

左之尉大尉尉之同

志小大

左之志大志志之同

府生

左之府生府生之同

一 左右馬寮

是惣中仕所既の事とまりきりて昔は侍國より馬を献上被りて之を駒寮と云ふ事あり

是坂乃集の法あり新之

いしやもくらむ生月は駒

是駒迎の糸と供ふり出馬の牧あり此牧よりるを取書ひ飼ふて之を軍馬鞍皆具のりともまひす

頭一人 相當從五位下

是左右馬頭一人之同右のりをまひする也とも守まひたり

權頭一人

是右之權頭



助一人

相當正六位下

是左ある助

允小大

是左ある允

属小大

是左ある属

一兵庫寮

武家之總事の雑事の取次

是ら武具の類一切入るる庫を預る者なり是を  
主事と稱す

頭一人 相當右少将

右の庫の事を支配する所なり

助

前日引

允小大

属小大

一外武官

武家之大坂番後河番甲少番抄の如し

右は近衛府南門府兵衛府と在る乃武官  
にて五畿内を管後を是れ内武の官と云將軍に  
下を是れ玉置國東國の御款を征討する為に  
備く置るを是れ外武官と云



一鎮守府チンジュフ 前マヘより委タテマツて江守將軍ミヤコ居城イマシを府フとす  
將軍一人 相當從五位上 武家ムケとして大番オホバン及びのち  
是鎮守府チンジュフを以て武略ブリョクに熟練マキリする人を撰セんで以て友  
よ作ツクリ付ツケらるるに守モリまじ職シヨク之ノ聖武シヤウモ天皇テンノウ天平元年  
九月クニノ大聖オホシヤウ東人オホシヤウノこれ鎮守府チンジュフの如ニく將軍シヤウと長  
官チヤウありお陸奥リョウオウの如クに對シテの大國オホクニ中ナカへ國守クニノシ計ケり  
よとく古コく治チり量リヤウとえよ朝欽チヤウキョウ起キるに鎮守府チンジュフに  
強カサ澤サハの郡クニは城シロを構カマへるに鎮守府チンジュフを以て  
守モリ後ノチきし源賴義ゲンライギ家ケも皆みな鎮守府チンジュフを以て

陸奥の如ニく勅書ミコトノガミありしと

副將軍ソウシヤウ二人 相當 武家ムケとして蕃方ハンハツ鎮守府チンジュフの如クに

是鎮守府チンジュフの副將軍ソウシヤウの次友ツギトモと司ツカサツする將軍シヤウと同ト

軍監グンカン 相當正七位下

是鎮守府チンジュフの軍監グンカンの如クに此友コノトモの判官ハツカンと同ト

軍曹グンソウ 曰イハレ 從八位上

是は友トモれらるる鎮守府チンジュフの如ク

兼ケン仗シヤウ二人 前マヘの府生フノシと同トく友トモは是コノを古コくも蕃方ハンハツの武士ムシ

前マヘの府生フノシと同トく友トモは是コノを古コくも蕃方ハンハツの武士ムシ



を擧げてたふりし

一 征夷使

征夷使とて遣出盡國は帝王の款を若を朝敵  
と云ふ朝敵を逐逐する使を征夷使とすなり  
征夷の二字の夷を征と讀む征の字は心と上より  
下を征するの使を上使なり

大將軍一人

征夷將軍のまはり十二代景行天皇元治時よ

皇太子日本武尊より始まなり其次延暦十六年上自  
坂上田村麁呂を以て征夷大將軍となすなり  
始ま。征東將軍と云ふあり此始と大伴者稱家持  
たり相征夷將軍と稱す將軍と事い古くと事よ  
征夷の字は何思を叛亂を起する事告來る時  
臨時武畧の意を擧げて征夷將軍或は征東  
將軍を以て稱す事よ征夷將軍を置ると  
云ふは強食源賴朝より始りし事也



八省  
中務部  
式部  
治部  
民部  
兵部  
刑部  
大藏  
宮內

彈正臺  
勘解由使  
鑄錢司  
齋宮寮  
齋院司  
修理宮城使  
防鼻河使  
施藥院使  
檢非違使  
藏人所

東宮官  
春宮坊  
主膳監  
主殿署  
主馬署  
國諸寮  
大舍人  
內藏  
縫殿  
內匠  
雅樂  
玄蕃  
諸陵  
主計  
主稅  
水馬  
左右  
兵庫  
齋宮

藏人  
非藏人  
帶刀

隼司  
囚人  
織部  
內膳  
造酒  
采女  
主水  
東西  
主膳  
齋院  
諸職  
大膳  
左右  
修四  
職官

五六  
五五  
五四  
五三

右大寮也  
陰陽  
典藥  
掃部  
大炊  
主殿  
右小寮也

衛府  
左右衛門  
左右衛  
左右近衛

內監所別當  
內膳別當  
大歌所別當  
大學所別當

源氏長者  
淳和院別當  
昇學院別當  
內教坊別當  
樂所別當  
藏所別當  
藤氏長者  
橘氏長者











